

**第 76 回国民体育大会本大会（2021 年）**  
**「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例**  
 （2020 年 12 月 10 日版）

● 第 76 回国民体育大会本大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 74 回又は第 75 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 74 回又は第 75 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…第 74 回又は第 75 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年
A 選手	茨城県 (居住地)	— (中止)	×	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

【 事例 1：新卒業者 】

	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年
B 選手	茨城県 (居住地) 〔大学 3 年〕	— (中止) 〔大学 4 年〕 2021.3 月卒業	三重県 (居住地) (三重県へ転居) 「新卒業者」適用	三重県 (居住地)	三重県 (居住地)
C 選手	茨城県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2020.3 月卒業	— (中止) (三重県へ転居)	三重県 (居住地) 〔三重県に居住〕 「新卒業者」適用	三重県 (居住地)	三重県 (居住地)

対象者：

第 76 回本大会〔2021 年〕：

参加状況		卒業年度
第 74 回	第 75 回	
参加	不参加	2019 年度（2020.3 月）以降に卒業した者

※C 選手の事例：

C 選手は、第 74 回大会に参加し、大学卒業後の第 75 回大会は不参加（中止）だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 76 回大会においては、当該特例が適用され、第 74 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年
D 選手	茨城県 (居住地)	— (中止) 離婚 (三重県へ転居)	三重県 (居住地) 「離婚」適用	三重県 (居住地)	三重県 (居住地)
E 選手	茨城県 (居住地) 大会後結婚 (三重県へ転居)	— (中止)	三重県 (居住地) 〔三重県に居住〕 「結婚」適用	三重県 (居住地)	三重県 (居住地)
F 選手	茨城県 (居住地) 大会後結婚 (三重県へ転居)	— (中止)	三重県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「離婚」適用	栃木県 (居住地)

対象者：

第 76 回本大会[2021 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 74 回	第 75 回	
参加	不参加	2019 年 5 月 1 日以降、2021 年 4 月 30 日 <sup>(注)</sup> までに手続きを完了した者

(注) 新型コロナウイルス感染症に伴う「第 76 回本大会に係る参加資格特例措置」対象者については、第 76 回本大会都道府県予選会参加申込時までに手続きを完了した者。

※E 選手の事例：

E 選手は、第 74 回大会に参加し、結婚後の第 75 回大会は不参加（中止）だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 76 回大会においては、当該特例が適用され、第 74 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例3：一家転住等に係る者】

	第74回大会 〔高校1年生〕	第75回大会 〔高校2年生〕	第76回大会 〔高校3年生〕	第77回大会
G選手	茨城県 (学校所在地) 大会後一家転住 (三重県へ転居)	— (中止)	三重県 (居住地) 「一家転住」適用 2022.3月卒業	三重県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
H選手	茨城県 (学校所在地) 大会後一家転住 (三重県へ転居)	— (中止)	三重県 (居住地) 「一家転住」適用 2022.3月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用
I選手	茨城県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	— (中止)	千葉県 (学校所在地) 2022.3月卒業 「一家転住」適用	三重県 (居住地) (三重県へ転居) 「新卒業者」適用

対象者：

第76回本大会[2021年]：

参加状況		手続き完了期間
第74回	第75回	
参加	不参加	第74回大会終了後(2019年10月以降)、第76回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※G選手の事例：

G選手は、第74回大会に参加し、第75回大会は不参加(中止)だったが、第76回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第76回大会においては、当該特例が適用され、第74回大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先(転居元) ② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第74回大会 2019年	第75回大会 2020年	第76回大会 2021年	第77回大会 2022年	特別大会 2023年	第78回大会 2024年
K選手	茨城県 (勤務地)	— (中止)	三重県 ふるさと (1回目①)	三重県 ふるさと (1回目②)	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
L選手	茨城県 (勤務地)	— (中止)	三重県 ふるさと (1回目①)	三重県 ふるさと (1回目②)	三重県 ふるさと (1回目③)	三重県 ふるさと (1回目④)
M選手	三重県 ふるさと (1回目①)	— (中止)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	三重県 ふるさと (2回目①)
N選手	茨城県 (居住地)	— (中止)	三重県 ふるさと (1回目①)	東京都 (勤務地)	三重県 ふるさと (2回目①)	三重県 ふるさと (2回目②)
O選手	茨城県 (居住地)	— (中止)	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)	三重県 ふるさと (1回目①)	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用
P選手	三重県 ふるさと (1回目①)	— (中止)	—	三重県 ふるさと (1回目②)	三重県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)
Q選手	三重県 ふるさと (1回目①)	— (中止)	—	—	三重県 ふるさと (1回目②)	三重県 ふるさと (1回目③)

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目  
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ M～N選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、第75回大会の中止に伴う特例対応により、前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる。

※ O選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、特別大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※P～Q選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。

【事例5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	第74回大会 〔中学3年生〕	第75回大会 〔高校1年生〕	第76回大会 〔高校2年生〕	第77回大会 〔高校3年生〕
R選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	— (中止)	三重県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	三重県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
S選手	茨城県 (居住地) 2020.3月卒業	— (中止) (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	三重県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	三重県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
T選手	茨城県 (学校所在地) 2020.3月卒業	— (中止)	三重県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
U選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校)	— (中止) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	三重県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より2大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ U選手の事例：

U選手は、第75回大会(高校1年生時)及び第76回大会(高校2年生時)は不参加(中止)であることから、前回大会出場から2大会の間を置いたこととなるため、第77回大会(高校3年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例5補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	第74回大会 〔中学3年生〕	第75回大会 〔高校1年生〕	第76回大会 〔高校2年生〕	第77回大会 〔高校3年生〕
V選手	三重県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 2020.3月卒業	— (中止) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	<del>東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕</del>	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ V選手の事例：

V選手は、第74回大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である三重県より参加。

第76回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、三重県以外の都道府県から参加することはできない。三重県以外の都道府県(東京都)から参加するためには、V選手の事例のように、2大会の間を置く必要がある。